

令和4年度 第208回佐用町農業委員会会議録

令和4年9月21日、午前13時30分 佐用町役場西館2階にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明		6番 福田 範康
7番 竹内 辰巳		9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷 隆志	12番 花井 義信
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

5番 安本 隆己	8番 間嶋 義弘	

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名は次のとおりです。

農地利用最適化推進委員 吉田 将光・横山 隆夫・梅本 正見・蔭山 哲博
高本 耕作・柿本 美満夫・谷口 茂博
事務局長 井土 達也、書記 押田 晃英・波戸 雄太

4. 会議案件は次のとおりです。

- (1) 会議録署名委員指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第5条の許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第3条第2項第5号の申請について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

5. 会議の顛末は次のとおりです。

事務局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。それでは、会長からあいさつをお願いいたします。

議長（福田会長）皆様こんにちは。18日、19日と非常に勢力の大きい台風14号が来るといふことで、大変心配されたと思います。このあたりの地域ではおそらく本年初めての台風上陸といふことで、相当な被害が予想され、たびたび放送がなされていきました。私が聞く限りでは被害は最小限ではありましたが、停電が何か所かあったり、農業では収穫前の稲が倒れたり、野菜では茄子の枝が折れたり、いくらかは風や雨の被害があったと思います。ただ、本日お集まりの皆様におかれま

しては、無事に出席ということで、幸いに思います。台風が去った後は朝、晩がとても寒くなっています。体調管理には十分気を付けていただいて今後ともご健康に過ごしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、第 208 回 9 月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員は 5 番安本委員と 8 番間嶋委員です。したがってただいまの出席委員は 10 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。2 番の山本委員と 3 番の蔭山委員をお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 9 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」1 件の申請がありました。

(議案第 1 号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、大谷委員より説明願います。

4 番(大谷委員) 議席番号 4 番の大谷です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。

資料は 1 ページから 7 ページになります。現地確認については 9 月 8 日 10 時 30 分より、事務局の波戸さん、当事者の■■■■さんと私の 3 人で行いました。申請場所は佐用町宗行地内で 2 か所あります。1 か所目は申請書位置図のとおり、国道 373 号線の平福と宗行の境目、旧利神小学校のすぐ前になります。佐用町宗行■■■■、農用地内、登記簿は田、現況も田、1,813 ㎡です。2 か所目は国道 373 号線の宗行と横坂の境目、亀岩橋から宗行側 100m ほどの道路 1 段下佐用川右岸に位置しています。佐用町宗行■■■■、農用地内、登記は田、現況も田、717 ㎡で合計が 2,530 ㎡です。譲渡人の■■■■さんは、■■■■市に在住で■■才、リタイヤされて無色です。平成 9 年に相続を受けてからも申請農地とは遠隔で耕作、管理は一切されておりませんでした。今後も当該農地の耕作、管理は不可能であるため、この際無償で引き取り手を探しておられました。できることなら宗行在住の方に引き取ってもらいたいとのことで、現在小作をされている宗行自治会長の■■■■さんと話がまとまり、今回無償の所有権移転の申請となりました。3 条許可基準に関する事項ですが、1 号の全部効率化要件についてはすべての農地を耕作しているため問題ありません。2 号は個人ですので問題ありません。3 号は信託要件は該当しませんので問題ありません。4 号の農作業常時要件は本人が年間 360 日、奥さんが年間 300 日で、機械等一式保有されていますので問題ありません。5 号の下限面積ですが、取得後は水稲 8,566 ㎡で問題ありません。6 号は登記簿のとおり問題ありません。7 号の地域調和条件については、農道、水利の作業に従事しま

すと一筆いただいております、現在も申請農地の小作をされていますので状況に変わりはありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 審議に入ります。1 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
全 員 はい。

議 長 それでは1 番の案件につきましては承認されました。次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第 5 条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 9 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」3 件の申請がありました。（議案第 2 号、議案書をもとに朗読）

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番、2 番、3 番の案件につきまして、古川委員より説明願います。

13 番（古川委員）議席番号 13 番の古川です。議案第 2 号 1 番の案件について説明いたします。

資料は 8 ページからになります。現地確認については、9 月 8 日午前 10 時から、事務局の波戸さん、申請者代理人の■■■■さんと私で行いました。申請場所は下徳久、南光文化センター裏手にある町道と千種川の間にあります。申請者の■■■■さんは■■■■に住んでいらっしゃいますが、この度実家近くに家を建てて帰ってこようと考えていたところ、親戚先にあたる■■■■さんが高齢のため農地の管理も困難と考え、■■■■さんに土地を提供され、その土地に家を建てる運びとなりました。しかしながらそこは農地であり、また昔からその農地に納屋が建っており、また一方の農地には家の名残の風呂場が残ったままになっていました。今回土地を譲るにあたり、■■■■さんが始末書を添付され、自治会長さんの確認書、証明書も添付してあります。立地基準による判断は、300m以内に徳久駅や南光支所を有する第 3 種農地につき問題ありません。一般基準についても、資力、信用について問題ないと思われ、計画日程からも事業の目的が果たされ、周辺農地の影響等についても、隣接者の同意書、自治会長及び水利代表者の同意も得られていることから問題ないと思います。以上を踏まえまして審議のほどよろしくお願いたします。

続いて、議案第 2 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 17 ページからになります。現地確認及び申請場所は 1 番の申請地と同じです。申請者の■■■■さんは■■■■に住んでいらっしゃいますが、この度実家近くに家を建てて帰ってこようと考えていたところ、親戚からの土地提供を受け、その地に新築をすることとなりましたが、町道から家への進入路には■■■■さん所有の農地があり相

談したところ、話がまとまり、今回の申請となりました。許可後は自宅へのつ進入路兼駐車場として使用することです。立地基準による判断は、300m以内に徳久駅や南光支所を有する第3種農地につき問題ありません。一般基準についても、資力、信用について問題ないと思われ、計画日程からも事業の目的が果たされ、周辺農地の影響等についても、隣接者の同意書、自治会長及び水利代表者の同意も得られていることから問題ないと思います。以上を踏まえまして審議のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、議案第2号3番の案件について説明いたします。資料は22ページからになります。現地確認及び申請場所は1番の申請地と同じです。申請者の■■■■さんは■■■■に住んでいらっしゃいますが、この度実家近くに家を建てて帰ってこようと考えていたところ、親戚先にあたる■■■■さんが2筆の土地を提供されました。■■■■の土地には家を建てる運びとなり、もう一方の■■■■の土地に関しましては住宅建築に必要な資材置場として整地し、住宅新築工事請負会社が賃借し、その後も佐用町の拠点として利用したいとのことで植田さんとの合意もできております。現在はその農地に納屋が建っており、今回土地を譲るにあたり、■■■■さんが始末書を添付され、自治会長さんの確認書、証明書も添付してあります。立地基準による判断は、300m以内に徳久駅や南光支所を有する第3種農地につき問題ありません。一般基準についても、資力、信用について問題ないと思われ、計画日程からも事業の目的が果たされ、周辺農地の影響等についても、隣接者の同意書、自治会長及び水利代表者の同意も得られていることから問題ないと思います。以上を踏まえまして審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、2番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。次に、3番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。次に、議案第3号「農地法

第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第3号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（1平方メートル）の指定について、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和4年9月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」1件の申請がありました。

（議案第3号、議案書をもとに朗読）

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番の案件につきましては、担当委員が私ですので、議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。

職務代理 失礼します。それでは議事を進行します。1番の案件につきまして、福田委員より説明を願います。

6番（福田委員）議席番号6番の福田です。議案第3号1番の案件について説明いたします。

現地確認については、9月8日9時20分より、事務局の波戸さん、佐用町商工観光課の中本さん、私、申請者の代理人である山根泰三さんと4名で行いました。申請場所は、国道179号線佐用町実栗交差点から県道240号佐用下庄線を江川方面へ約10km進んだ大島集落内に位置します。所有者の■■■■氏は、■■■■県■■■■市にお住まいでしたが死亡され、相続を受けた奥様である■■■■氏は佐用へ移住される予定がなく、佐用町の空き家バンクに登録を相談し、隣接の農地も付けて申請にいたりました。申請書には農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定を受けたい旨が記載されています。現地の状況ですが、農地は本家にあたる■■■■氏がいまのところ保安全管理されておりますが、高齢のため厳しいと相談をされたところ、■■■■氏は空き家バンクにつけて処分したいと意向を示されております。以上のことを踏まえまして、本案件については別段の面積を1㎡として、空き家バンクに付けて販売するという考えに間違いはございませんので、ご審議のほどよろしく願います。

職務代理 審議に入ります。1番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）

職務代理 意見等が無いようでありますので、1番の案件につきましては、別段の面積を1平方メートルと決定してよろしいですか。

全員 はい。

職務代理 それでは1番の案件につきましては別段の面積を1平方メートルと決定されました。次の案件からは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。

議長 それでは、議事を進行します。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 事務局より説明を願います。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の

決定について意見を求める 令和 4 年 9 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長
福田範康」

(議案第 4 号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質
疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは議案第 4 号については原案通り決定されました。

それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。

(午後 2 時 00 分 閉会)

令和 4 年 9 月 21 日

議 長 _____ ⑩

2 番 _____ ⑩

3 番 _____ ⑩